

京都市教育委員会統括監察員等の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会統括監察員等の設置に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会統括監察員等の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

別表監察員の項中 「
子育て支援総合センターこどもみらい館
生涯学習総合センター
中央図書館
」 を

「
子育て支援総合センターこどもみらい館
」 に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)